

任意後見契約公正証書作成に必要な書類等や費用

- 1 本人の印鑑登録証明書，実印，戸籍謄本又は抄本，住民票（発行後3か月以内のもの）
- 2 後見人となる人の印鑑登録証明書，実印，住民票（発行後3か月以内のもの）
- 3 特定の財産（例えば，アパートなどの不動産）の財産管理であれば，対象の土地や建物の登記簿謄本等が必要な場合もある。
- 4 任意後見契約公正証書を作るには，1件（任意後見契約のみ）について次のような費用がかかります。
 - (1) 公正証書作成の基本手数料 11,000円
 - (2) 登記嘱託手数料 1,400円
 - (3) 法務局に対する印紙代 2,600円
 - (4) その他本人・受任者・法務局に交付送付する正本・謄本の証書代（1枚250円，証書はかなりの枚数になります。）
 - (5) 登記嘱託書郵送用の郵券代等が必要になります。
- 5 同時に，見守り・財産管理委任契約，さらに死後事務委任契約を締結した場合には，これらの手数料と証書代が加算されることになります。

以上